

日南商発第164号
令和7年7月吉日

会員 各位

日南商工会議所
会頭 日高 章太郎

永年勤続優良従業員表彰式の被表彰者の推薦について（ご案内）

拝啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

かねてより当商工会議所の業務運営につきましては、格別なるご高配を賜り感謝申し上げております。

さて、当商工会議所では会員事業所従業員の皆様の労をねぎらうため、3年に1回標記表彰式を開催しております。本年度も12月初旬に開催するため、只今準備を進めているところでございます。

つきましては、下記規約に該当される被表彰候補者（従業員）がいらっしゃいましたら、別紙により令和7年9月5日(金)までに郵送又はFAX（23-2238）にてご推薦下さいますようご案内申し上げます。

なお、日程、会場、被表彰者、ご負担額は10月開催予定の常議員会で正式に決定されます。ご負担いただきます会費は、被表彰者の方は無料、事業主様等の随行の方は1名につき3,000円のご負担を考えております。

敬具

記

日南商工会議所永年勤続優良従業員表彰規約（抄）

（目的）

第1条 本商工会議所の会員事業所の従業員であつて永年に亘って業務に精励し、他の模範となる者を表彰し、その労を勞うとともに定着と勤労意欲を高め、もつて日南市の振興に寄与することを目的とする。

（被表彰者の資格）

第2条 永年勤続優良従業員の表彰は、日南商工会議所の会員事業所（支店、営業名、出張所を含む（以下「会員事業所」という。））に勤務する従業員で、日南市内の同一会員事業所に勤務し、下記の表彰区分に該当し、業務に精励し、社会一般の模範とするに足る者で、事業主が推薦した者。

（表彰区分）

- ① 10年勤続表彰（表彰日時に於いて勤続10年以上20年未満）
- ② 20年勤続表彰（表彰日時に於いて勤続20年以上30年未満）
- ③ 30年勤続表彰（表彰日時に於いて勤続30年以上）

（表彰の制限）

第3条 前条の期間内に表彰を受けた者は同一期間内において再び表彰を受けることはできない。

2 取締役・監査役・理事等の役員、支店長、営業所長、出張所長、又はこれらに準ずる管理職(企業主の配偶者、親子及び兄弟を含む。)にある者は表彰を受けることはできない。

(期間の計算)

第4条 本表彰期間の計算は、会員事業所に勤務したる日をもって計算するが、旧日南市以外(日南商工会議所管轄外)に勤務した年数は、通算の勤続年数より差引き、これを勤続年数とする。

2 命により資本を同じくする会員事業所に出向した期間は、在職年数に通算する。

(表彰申請)

第5条 事業主は毎年締切日までに、所定の様式により別表をもって永年勤続優良従業員の表彰申請をしなければならない。

(表彰の決定並びに推薦)

第6条 本表彰については、提出された表彰申請書にもとづき日南商工会議所常議員会が詮考し、表彰を決定する。

2 市長表彰については、前項で決定した被表彰者を市長に推薦するものとする。

(身分の変更届出)

第7条 受彰決定後表彰までの間に変動があった場合は、事業主は直ちにその旨を日南商工会議所に文書をもって届出るものとする。

(表彰の取消処分)

第8条 不正な事実を発見した場合、表彰後でも、これを取消すことができる。

(経費の負担)

第9条 受彰決定後、表彰に要する経費については、当該事業所は、日南商工会議所が負担する額と同程度を負担するものとする。

以上